

第1節 組織

～セーフ シティ東京を担う～

東京消防庁職員定数：**18,655**人、消防署数：**81**署

消防車両等：**2,009**台



東京消防庁紹介ビデオ～SPIRITS～

1 東京消防庁の概要

(1) 東京消防庁のあゆみ

東京の消防は、明治13年6月、当時の内務省に公設常備消防機関として「消防本部」が設置されたことに始まります。その後、昭和23年3月「消防組織法」が施行され、自治体消防制度の発足とともに特別区(23区)の存する区域の消防行政は、東京都(知事)が一体的に管理することになり「東京消防庁」が設置されました。

一方、多摩地域においては市町村単位で消防の任務を果たしてきましたが、行政需要の増大等に伴い、東京都は昭和35年以降、逐次消防事務の受託を開始し、現在、受託市町村数は25市3町1村となっています。

(2) 消防の任務

消防組織法の第1条で「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」とあり、東京消防庁では、都民の生命、身体及び財産を災害から守るた

めに、火災の予防、警戒及び消火をはじめ交通事故や労災事故等における救助、救急業務を行っています。

また、震災対策、水防活動、その他都民生活の安全を守る業務など、幅広い分野にわたって防災活動を実施しています。

(3) 重点施策・予算

ア 令和4年度政策展開の方向性

激甚化する自然災害や猛威を振るう新型コロナウイルス感染症、大規模・複雑化する対象物など、社会を取り巻く環境の変化に対応し、絶えず都民の安全安心を確保していかなければなりません。

当庁がその責務を果たすには、都民との接点である現場において最大限の成果をあげる必要があります。このため、各施策を通じ、最前線で活躍する職員の知識、技術、経験則、相互のチームワーク等の総合力である「現場力」を更に高めていきます。

また、現場活動は常に危険と隣り合わせであり、その危険要因を想定し対処するためには、安全を最優先とする文化を根付かせなければなりません。安全に関する取組は、個人のみにならず組織として強力に推

進する必要があります。このことから、組織体制を見直し、全庁一丸となって安全推進に取り組んでいきます。

さらに、都民との対面によって成り立つ多くの消防業務の特性を考慮しつつ、社会の変化を捉えたデジタル化の推進によって業務改善を図り、都民サービスを向上させていきます。

こうした社会情勢等を踏まえ、特に重点的に取り組むべき施策を東京消防庁重点施策として策定しました。

イ 予算

令和4年度の東京都一般会計予算は、5.1%増の7兆8,010億円で、過去最大となりました。しかし、都財政は、元来、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあり、ウクライナ情勢の緊迫化に伴う原材料価格の動向などの景気の下振れリスクや、感染症による影響を考慮すると、先行きを楽観することはできない状況にあります。

こうした中、東京2020大会の成果等を総括し、コロナ禍からの「サステナブル・リ

カバリー」の実現に向け、大胆かつスピーディーに施策をバージョンアップし、都市のレガシーへと発展させつつ、持続可能な都市へ変革を遂げていくことが求められています。とりわけ2030年の「カーボンハーフ」の取組を東京の総力を結集して推進し、東京が世界をリードして脱酸素社会の実現をめざしていかなくてはなりません。そして、近年激甚化する豪雨や、いつ起こるかもしれない大規模地震など、安全・安心な東京の実現に向けて危機管理の徹底を図るとともに、デジタルトランスフォーメーションを強力に進めるなど各種施策を積極的に展開していくことが重要です。

このため当庁では、様々な事業の効率性や実効性を向上させるとともに、中長期的な視点を持って計画的に財政運営を行っています。

令和4年度における当庁予算は、消防行政の運営及び施設等の整備に関する経費として、2,534億2,200万円が計上されており、都の一般会計に占める割合は3.2%となっています。

東京消防庁重点施策

- 第1 全庁一丸となった安全文化の醸成と活力ある職場づくり
- 第2 あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる消防活動能力の向上
- 第3 一人でも多くの命を救うための救急活動体制の強化
- 第4 都民との連携による地域防災力の強化
- 第5 危険性に応じた効果的な火災予防業務の推進
- 第6 DXの推進と消防行政の質の向上

令和4年度東京消防庁 重点施策の実現に向けた推進事業

1 重点施策

全庁一丸となった安全文化の醸成と活力ある職場づくり

- 新たな安全推進体制の構築
- 職員の育成等による活力ある職場づくりの推進

2 重点施策

あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる 消防活動能力の向上

- 震災・風水害等の大規模災害への対応力強化
- 消防活動における安全管理能力の向上

3 重点施策

一人でも多くの命を救うための救急活動体制の強化

- 救急活動体制の充実強化
- 応急手当実施率の向上と救急車の適正利用の促進

4 重点施策

都民との連携による地域防災力の強化

- 防火防災訓練の推進による都民の防災行動力の向上
- 消防団の入団促進と災害対応力の充実強化

5 重点施策

危険性に応じた効果的な火災予防業務の推進

- 効果的な立入検査と自主的な防火管理の推進
- 繁華街地域等への火災予防体制の強化

6 重点施策

DXの推進と消防行政の質の向上

- DXの推進による効果的な行政運営
- 都民の意識や行動に働きかける戦略的な広報の推進

■ 図表2-1-1 歳入予算

(単位：千円)

科 目 款	令和4年度	令和3年度	増(▲)減	
			金 額	増減率(%)
使用料及手数料	345,741	370,036	▲ 24,295	▲ 6.6
国庫支出金	1,084,111	1,013,833	70,278	6.9
財産収入	764,036	763,556	480	0.1
繰入金	1,723,599	6,255,908	▲ 4,532,309	▲ 72.4
諸収入	46,597,561	45,275,186	1,322,375	2.9
都 債	5,801,000	10,542,000	▲ 4,741,000	▲ 45.0
合 計	56,316,048	64,220,519	▲ 7,904,471	▲ 12.3

■ 図表2-1-2 歳出予算

※令和3年度東京都一般会計には、補正予算を含んでいない。

令和4年度東京都一般会計には、同時補正予算を含んでいない。(単位：千円)

科 目 款 項		令和4年度	令和3年度	増(▲)減	
				金 額	増減率(%)
消 防 費		253,422,000	251,067,000	2,355,000	0.9
	消防管理費	199,773,000	199,615,000	158,000	0.1
	消防活動費	23,473,000	23,368,000	105,000	0.4
	消防団費	3,826,000	3,900,000	▲ 74,000	▲ 1.9
	退職手当及年金費	9,508,000	7,845,000	1,663,000	21.2
	建設費	16,842,000	16,339,000	503,000	3.1
東京都一般会計		7,801,000,000	7,425,000,000	376,000,000	5.1

$$\frac{\text{消 防 費}}{\text{東京都一般会計予算額}} = \frac{253,422,000 \text{ 千円}}{7,801,000,000 \text{ 千円}} \times 100(\%) = 3.2\%$$

■ 図表2-1-3 歳出予算性質別比較

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和3年度		増(▲)減	
	予算額	構成比(%)	予算額	構成比(%)	金額	増減率(%)
給与関係費	198,063,312	78.2	196,808,995	78.4	1,254,317	0.6
人件費	124,135,834	49.0	123,405,819	49.1	730,015	0.6
退職手当	9,400,250	3.7	7,722,220	3.1	1,678,030	21.7
その他給与関係費	64,527,228	25.5	65,680,956	26.2	▲ 1,153,728	▲ 1.8
事業費	55,358,688	21.8	54,258,005	21.6	1,100,683	2.0
合 計	253,422,000	100.0	251,067,000	100.0	2,355,000	0.9

2 組織体制

(1) 階級・職員定数

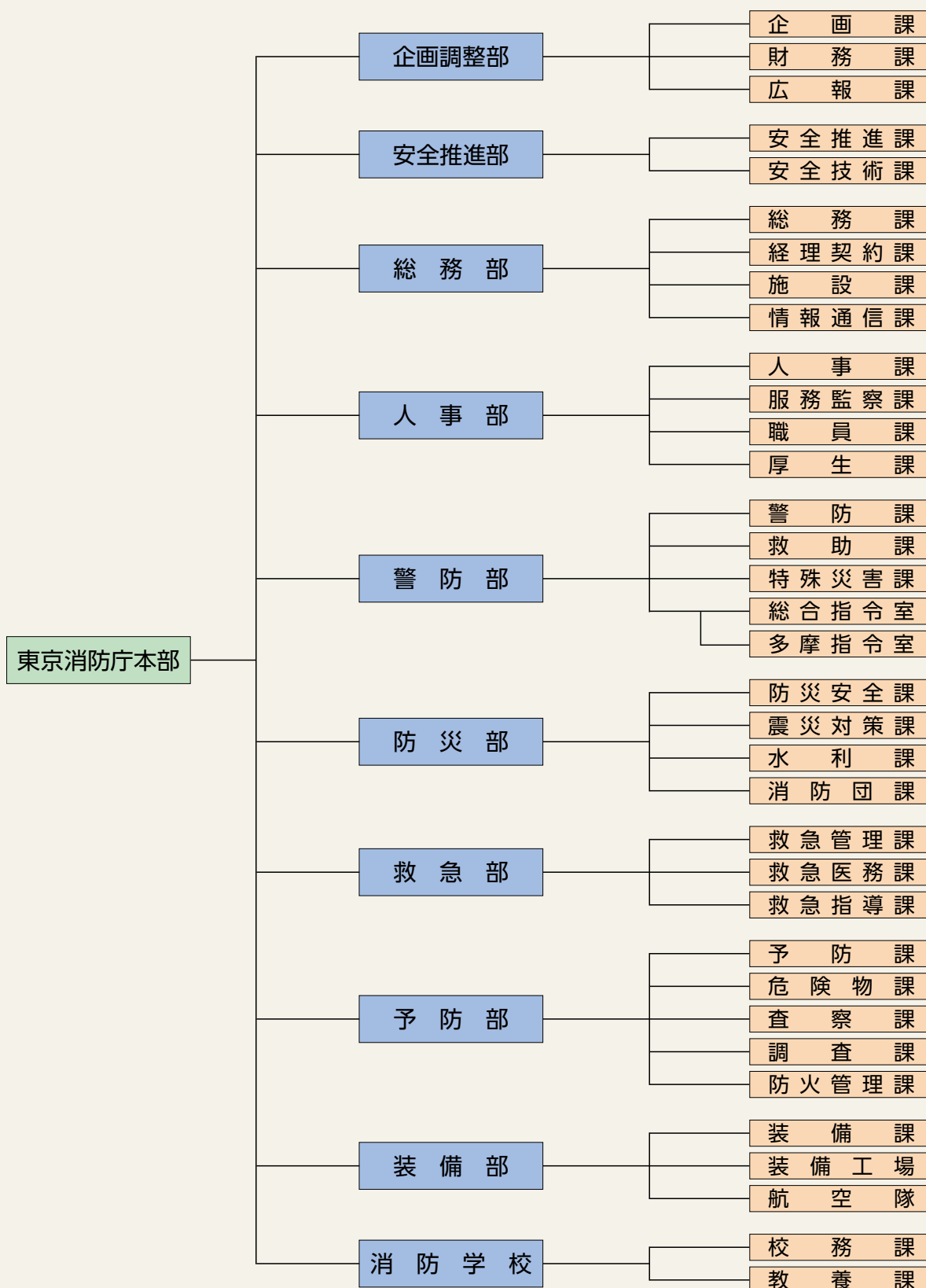
■ 図表2-1-4 階級別職員定数

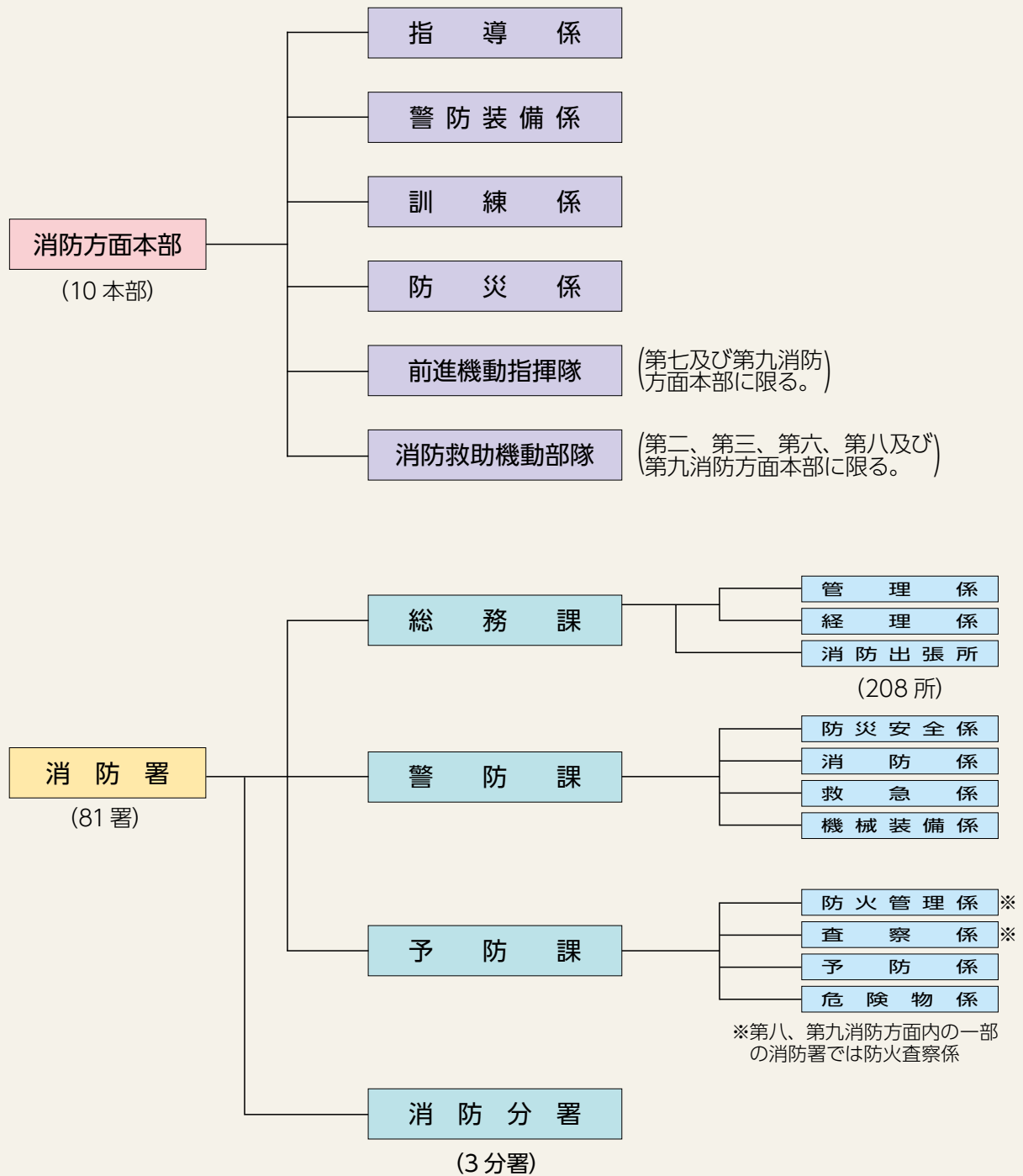
階 級	消防総監	消防司監・消防正監	消 防 監・消防司令長	消防司令
職員定数	1 人	21 人	413 人	1,538 人
階 級	消防司令補	消防士長	消防士	その他の職員
職員定数	4,599 人	5,421 人	6,240 人	422 人
合 計	18,655 人			

(令和4年4月1日現在)

(2) 組織図

(令和4年4月1日現在)

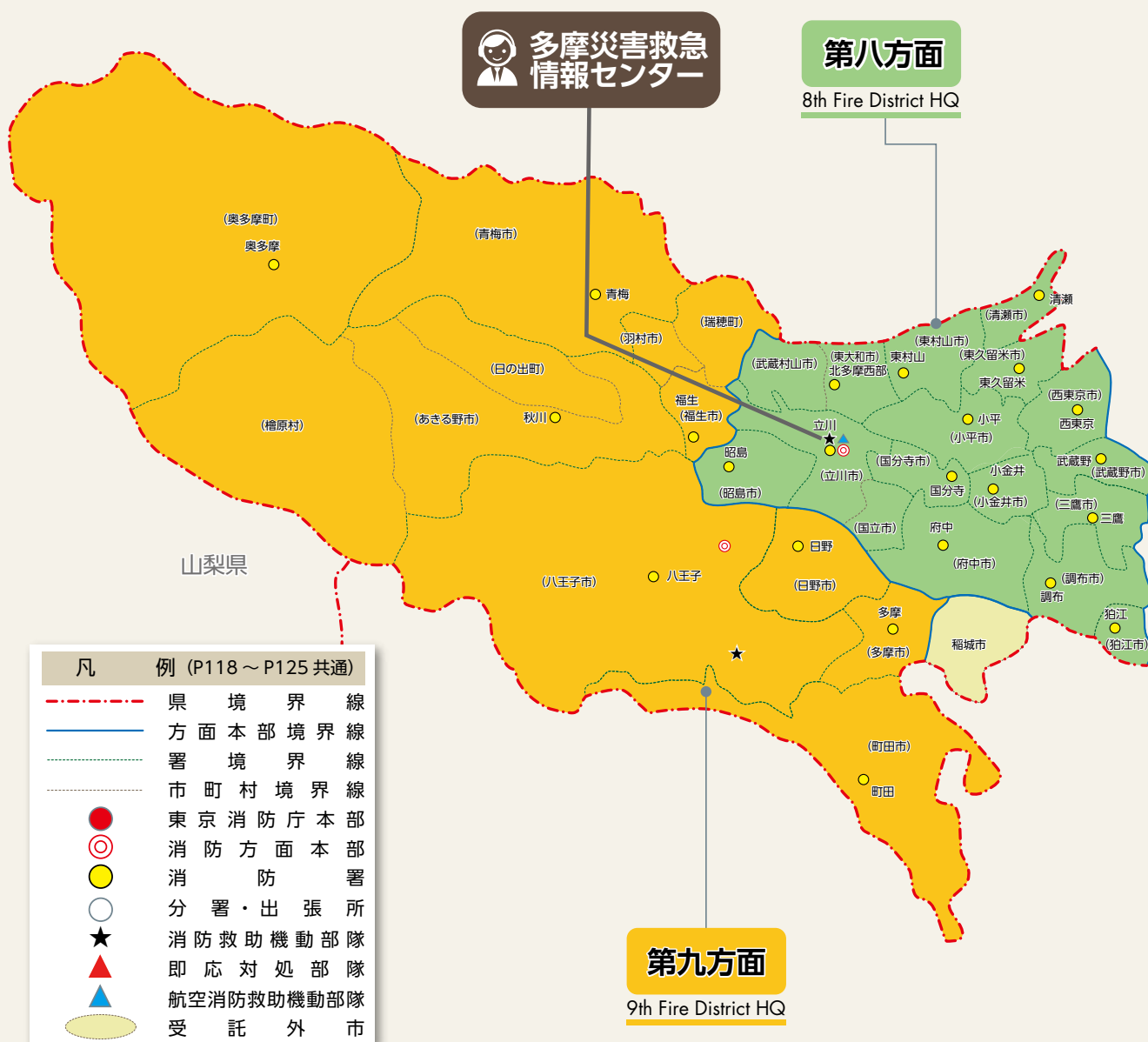


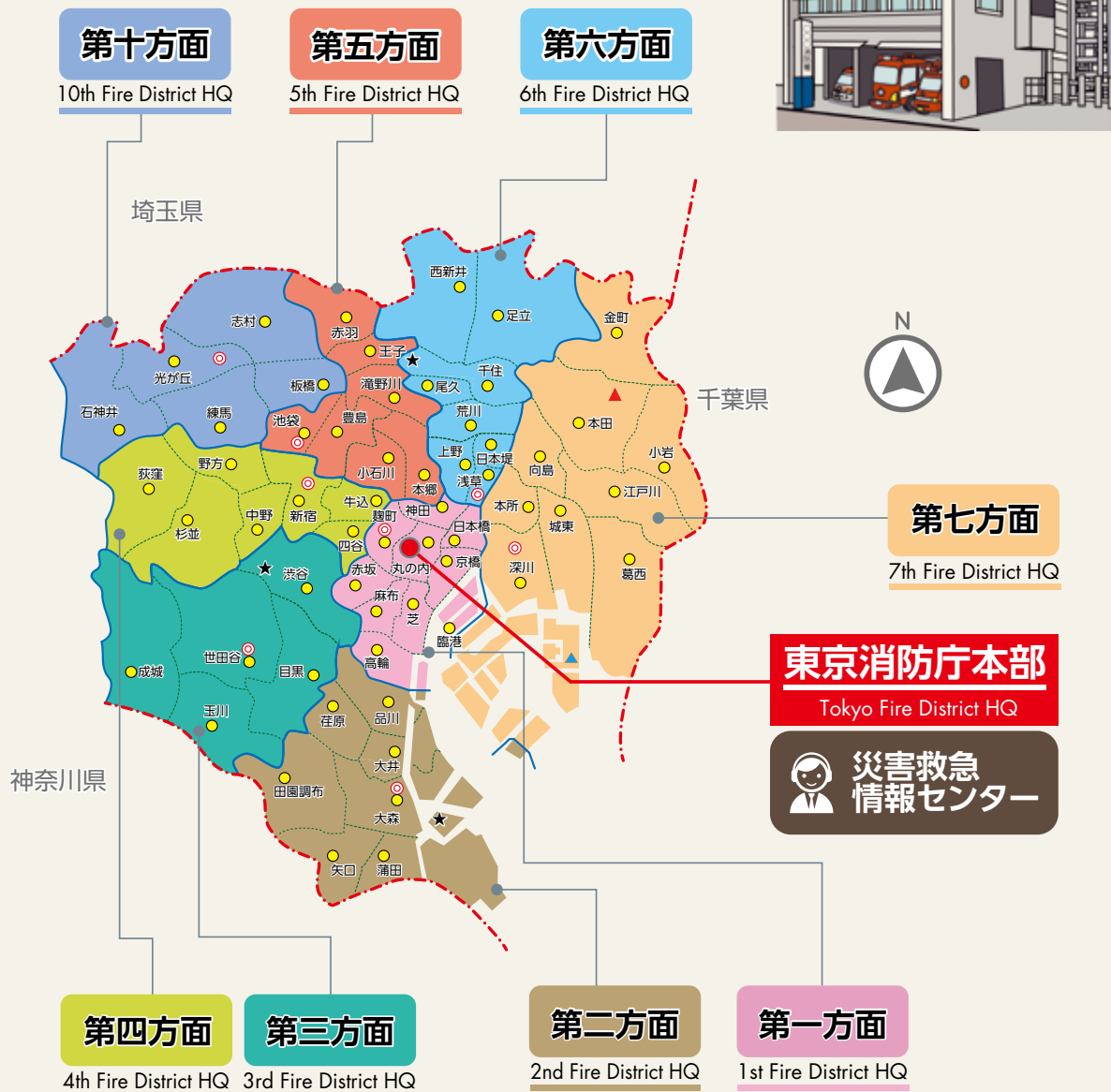


(3) 東京消防庁管轄区域 (令和4年4月1日現在)

東京消防庁は、昭和23年3月7日、自治体消防として発足以来、都民の生命、身体及び財産を災害から守るため、島しょ地域と多摩地域の一部（稲城市）を除く東京都のほぼ全域の消防防災業務を担っています。

広域な管轄区域を10の方面に分け、約18,600人の職員がそれぞれの任務に従事しています。

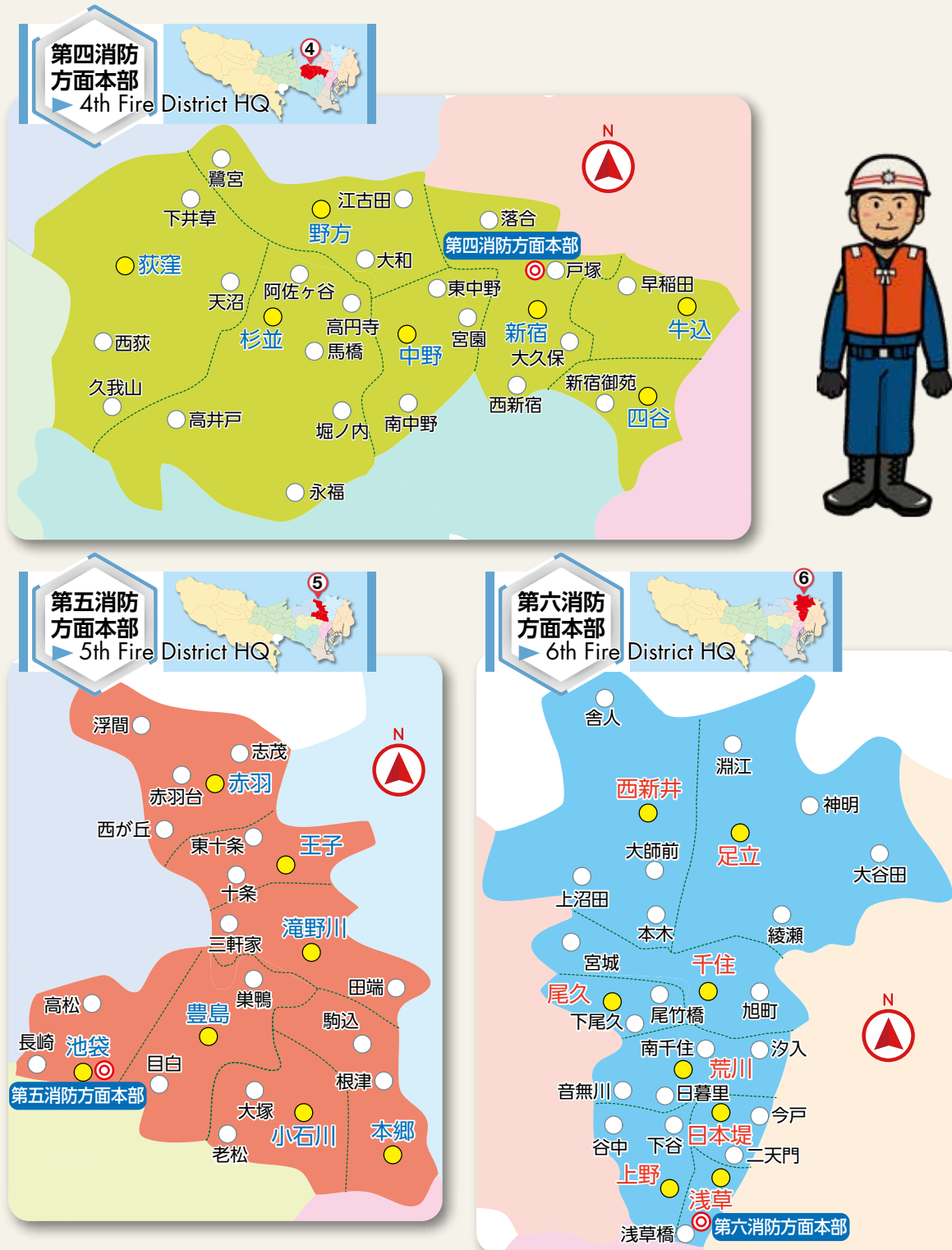


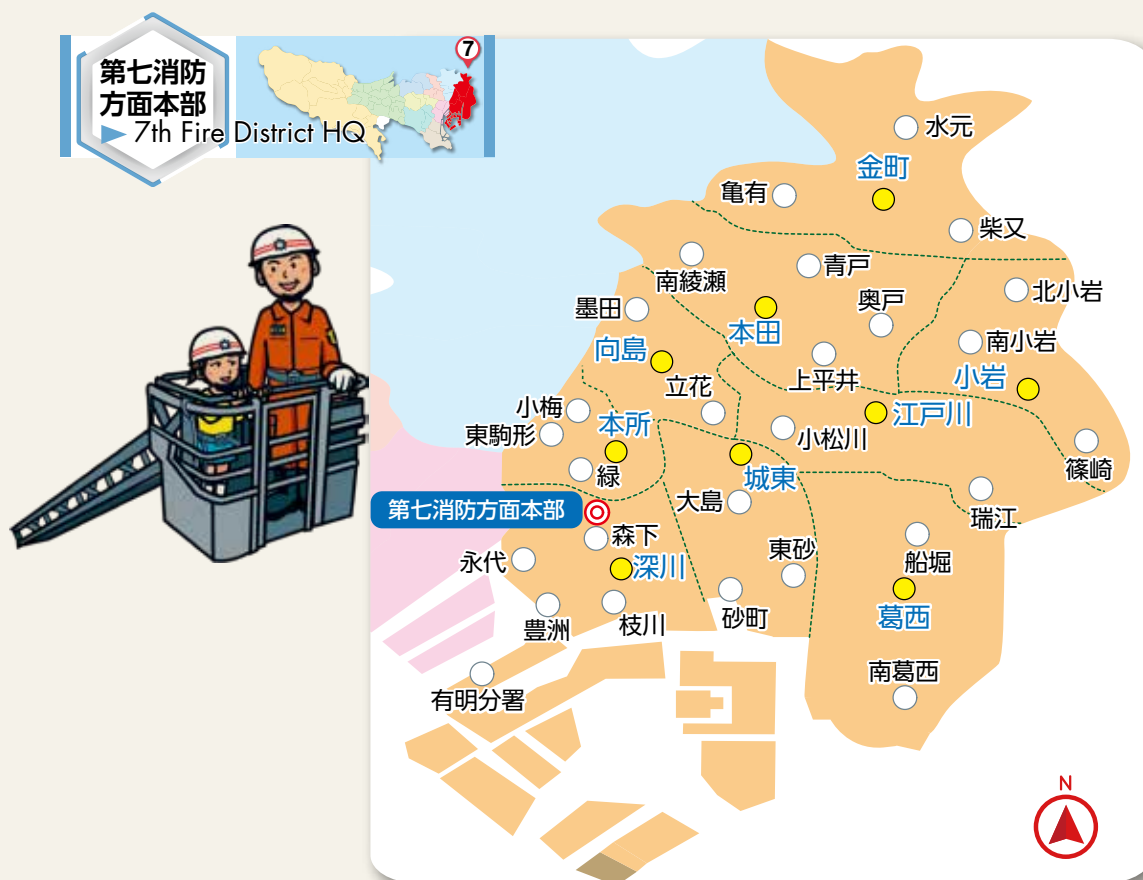


(令和4年4月1日現在)

(令和4年4月1日現在)







(4) 東京消防庁管轄区域(方面別)



(5) 消防車両等の配置状況

(令和4年4月1日現在)

トピックス 28 ページ

東京消防庁においては、ポンプ車、化学車、はしご車など、2,009 台の消防車両等（他機関が所有する車両等は含まない）を有しています。各方面別の主な消防車両等の配置状況は次のとおりです。

■ 東京消防庁管内

ポンプ車	489台
はしご車	86台
化学車	48台
消防艇	9艇
救急車	271台
デイトタイム救急車	4台
救助車	29台
救助車(震災対策用)	4台
救助車(航空機積載用)	2台
水難救助車	4台
山岳救助車	5台
特殊災害対策車	18台
救出救助車	6台
先行車	3台
消防活動二輪車	20台
ヘリコプター	7機
救助用重機	8台
道路啓開用重機	6台

■ 第八方面 消防署(15)

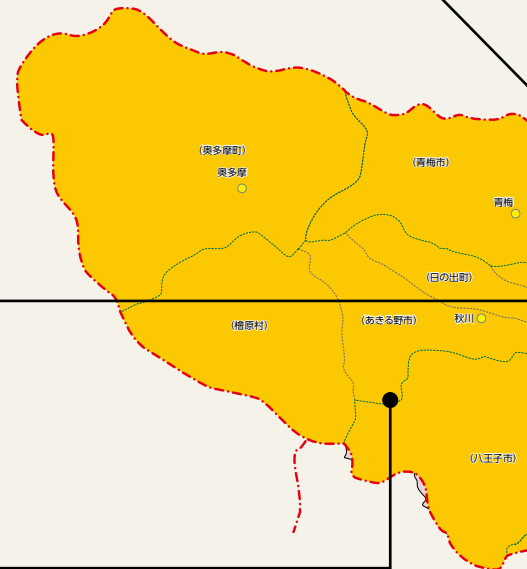
ポンプ車	83台
はしご車	15台
化学車	5台
救急車	47台
救助車	3台
水難救助車	1台
特殊災害対策車	2台

消防救助機動部隊

化学車	1台
救助車	1台
救助車(震災対策用)	1台
救助車(航空機積載用)	2台
特殊災害対策車	1台
救助用重機	2台
道路啓開用重機	2台

■ 即応対処部隊

救助車	1台
救出救助車	4台
先行車(小型電気自動車)	1台



■ 第九方面 消防署(8)

ポンプ車	48台
はしご車	8台
化学車	6台
救急車	33台
救助車	4台
山岳救助車	5台
特殊災害対策車	1台
消防活動二輪車	4台

消防救助機動部隊

ポンプ車	1台
救助車(震災対策用)	1台
特殊災害対策車	3台
救助用重機	2台

■ 第四方面 消防署(7)

ポンプ車	51台
はしご車	8台
化学車	2台
救急車	27台
救助車	2台

■ 第三方面 消防署(5)

ポンプ車	42台
はしご車	5台
化学車	1台
救急車	25台
救助車	2台
消防活動二輪車	4台

消防救助機動部隊

ポンプ車	1台
救助車	1台
特殊災害対策車	3台
救出救助車	1台

■ 航空消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
救助車……………1台
ヘリコプター……………(注)

(注) 当庁が所有するヘリコプター7機を災害に応じて機動的に運用しています。

■ 救急機動部隊

救急車……………4台
※時間帯により救急需要が高まる地域へ待機場所を変更し、機動的に運用しています。

■ 第十方面
消防署(5)

ポンプ車……………32台
はしご車……………5台
化学車……………4台
救急車……………19台
デイトタイム救急車……………1台
救助車……………3台
特殊災害対策車……………1台

■ 第五方面
消防署(7)

ポンプ車……………40台
はしご車……………7台
化学車……………2台
救急車……………18台
デイトタイム救急車……………1台
救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台

■ 第六方面
消防署(8)

ポンプ車……………48台
はしご車……………8台
化学車……………4台
救急車……………24台
救助車……………2台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
先行車(電動バイク)……………2台
消防活動二輪車……………2台

消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
化学車……………1台
救助車……………1台
救助車(震災対策用)……………1台
特殊災害対策車……………1台
救出救助車……………1台
救助用重機……………2台
道路啓開用重機……………2台

■ 第七方面
消防署(9)

ポンプ車……………57台
はしご車……………10台
化学車……………11台
救急車……………37台
デイトタイム救急車……………1台
救助車……………3台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………4台

■ 第二方面
消防署(7)

ポンプ車……………45台
はしご車……………7台
化学車……………6台
救急車……………22台
デイトタイム救急車……………1台
救助車……………1台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台

消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
化学車……………1台
救助車……………1台
救助車(震災対策用)……………1台
特殊災害対策車……………1台
救助用重機……………2台
道路啓開用重機……………2台

■ 第一方面
消防署(10)

ポンプ車……………38台
はしご車……………13台
化学車……………4台
消防艇……………9艇
救急車……………15台
救助車……………2台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台

